

『新しい相続・財産管理の方法～民事信託～』

第12回 委託者、信託監督人について

委託者とは

民事信託を考える場合の主な登場人物として、これまで受託者、受益者を取り上げてきました。今回は、民事信託で必ず登場する、信託当事者である「委託者」についてご説明いたします。

委託者とは、現在財産を持っており、その財産の管理や処分を託す人のことを言います。

民事信託は、委託者が契約、遺言、自己信託という3つの方法で行うことができます。委託者については、受託者とは違い、信託法上の資格等について、特段の制限はありません。委託者が法人であれば、法人の目的の範囲内であれば信託を行うことができ、遺言による信託であれば、15歳以上の自然人（個人）、未成年者であっても、親権者等の法定代理人の同意があれば、契約による信託をすることができます。ただし、委託者が成人であっても重度の認知症等で意思無能力状態であれば、その信託は無効です。

信託監督人とは

信託監督人とは、受託者を監視する監督者の事を言います。民事信託は必ずしも財産の管理状況等を家庭裁判所に報告する義務はないため、財産を管理する受託者が不適切な事務処理を行うことがないように、受託者の監督者として登場します。

信託監督人の選任方法は、初めに委託者が契約や遺言で信託をする際に、信託監督人となる者を指定することによって行います。民事信託では受託者を監督するのは受益者ですが、受益者が高齢や知的障害者、未成年等で受託者の監督を十分に行うことができない特別な事情がある場合、あるいは、あらかじめ指定された者が信託監督人への就任を承諾しない場合は、利害関係人の申立てにより、裁判所による選任も認められています。

信託監督人の資格については、未成年者または被成年後見人もしくは被保佐人、当該信託の受託者は信託監督人になることはできませんが、それ以外に制限はなく、親族以外の者や、弁護士や司法書士、税理士などの専門職、または法人でも信託監督人になることができます。また、複数の信託監督人を選任することも可能です。（文責：司法書士 重信吉孝）

本レポートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については各々固有・格別の事情・状況に応じた適切な助言を求めていただく必要がございます。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的な見解であり、当法人若しくは当グループ又は当法人のクライアントの見解ではありません。

PLUS Report では、本誌をより充実させ皆様に有益な情報を発信していくため、皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。採りあげますテーマなどお気軽にご意見やご要望をお寄せ頂けましたら幸いです。（PLUS Report 事務局 plus-report2@plus-office.com）

(お問合せ先) プラス事務所～司法書士法人・土地家屋調査士法人・行政書士法人～
博多オフィス 司法書士 重信吉孝

東京オフィス 〒104-0031

東京都中央区京橋1丁目1番1号 八重洲ダイビル5F
TEL 03-3516-1447 / FAX 03-3516-1448

佐世保オフィス 〒857-0041

長崎県佐世保市木場田町1番1号 松永ビル1F
TEL 0956-23-5400 / FAX 0956-23-5440

熊本オフィス 〒860-0806

熊本市中央区花畑町4番1号 太陽生命熊本第2ビル6F
TEL 096-342-4300 / FAX 096-342-4302

福岡オフィス 〒810-0001

福岡市中央区天神2丁目14番8号 福岡天神センタービル3F
TEL 092-752-8266 / FAX 092-752-8267

博多オフィス 〒812-0012

福岡市博多区博多駅中央街8番27号 第16岡部ビル10F
TEL 092-461-7750 / FAX 092-461-7751